

(郡山市印鑑条例の一部改正)

第39条 郡山市印鑑条例(平成8年郡山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(手数料)</p> <p>第23条 第8条の印鑑登録証の交付、第9条の印鑑登録証の引替交付又は第18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 印鑑登録証交付手数料 1件につき<u>300円</u></p> <p>(2) 印鑑登録証の引替交付手数料 1件につき<u>300円</u></p> <p>(3) 印鑑登録証明手数料 1通につき<u>300円</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(手数料)</p> <p>第23条 第8条の印鑑登録証の交付、第9条の印鑑登録証の引替交付又は第18条の印鑑登録の証明を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 印鑑登録証交付手数料 1件につき<u>250円</u></p> <p>(2) 印鑑登録証の引替交付手数料 1件につき<u>250円</u></p> <p>(3) 印鑑登録証明手数料 1通につき<u>250円</u></p> <p>2 (略)</p> |